

「工事費内訳書取扱要領」新旧対照表

平成 28 年 3 月 8 日

改 正 後		改 正 前	
第 1 略	第 1 略	第 1 略	第 1 略
第 2 略	第 2 略	第 2 略	第 2 略
第 3 略	第 3 略	第 3 略	第 3 略
第 4 ①～② 略	第 4 ①～② 略	第 4 ①～② 略	第 4 ①～② 略
③ 総合評価落札方式対象工事において簡易型及び標準型の場合、①及び②に加え、簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1 式計上とする		③ 総合評価落札方式対象工事の場合、①及び②に加え、簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として記載すること。ただし、標準型の場合で標準案による施工の場合は除く。また、「技術提案実施に必要な経費」は、1 式計上とする	
第 6 入札を無効等とする場合の判断基準について ① 1 次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）		第 6 入札を無効等とする場合の判断基準について ① 1 次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）	
チェック項目（必須）		チェック項目（必須）	
類 型	No	未提出又は不備とされる場合	備考
1 未提出である と認められる場 合（未提出であ ると同視でき る場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されてい ない場合	
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合 (例：領収書、会社概要など)	
	(3)	他の工事の内訳書である場合	
	(4)	白紙である場合	
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子 入札システムにより内訳書が提出され	(注 1)

入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。				
	(6)	内訳書が特定できない場合	(注 2)	
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	(注 3)	
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合		
	(2)	入札公告（共通事項書を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	(注 4) (注 5)	
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合		
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注 4)	
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注 4)	
	(3)	提出業者名に誤りがある場合		
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注 5)	
5	その他未提出又は不備がある場合			

- (注 1) 電子入札システムにより提出される場合は、電子認証を経て送付されるものであるため、押印はされているものとみなす。
- (注 2) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できるとしても、発注者が独自に複数の工事費内訳

入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。（削除）				
	(5)	内訳書が特定できない場合	(注 1)	
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	(注 2)	
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合		
	(2)	入札公告（共通事項書を含む。）又は入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合	(注 3) (注 4)	
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合（削除）		
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注 3)	
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注 3)	
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	(注 3)	
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注 4)	
4	その他未提出又は不備がある場合			
			(注 3) (注 4) (注 5)	

- (注 1) 電子入札システムにより提出される場合は、電子認証を経て送付されるものであるため、押印はされているものとみなす。 削除
- (注 1) 複数提出された工事費内訳書の表記・内容等から当該入札案件に対応したものが特定できる場合とはとしても、発注者が独自に複数の工事

費内訳書から1つを取捨選択できるものではないため、有効として無効として取り扱うことができるものとする。

(注2) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。

(注3) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができない。

軽微な誤記として有効とすることがどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（改訂版）（平成17年3月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。

(注4) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。

c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目が記載されていない場合は、入札を無効とする。

数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。

ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。

書から1つを取捨選択できるものではないため、無効として取り扱うものとする。

(注3) 併せて後出「2次チェック表①」を参照すること。

(注4) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができない。

軽微な誤記として有効とすることがどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（改訂版）（平成17年3月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。

(注5) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は、入札を無効とする。

b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。

なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。

c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。

ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。

なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。

なお、管繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。

d. 総合評価落札方式対象工事において簡易型及び標準型の場合で、~~簡易型の場合は「簡易な施工計画」に~~対応するものの金額、~~標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に~~対応するものの金額、~~標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に~~対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していい場合、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。

e. 総合評価落札方式対象工事の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（管繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額と入札金額が一致していい場合は、入札を無効とする。

（注5）発注機関によつては、電子入札システムと紙入札による提出がある

ことから、入札参加者の負担軽減を図るため、押印は必要としない。

第12 施行日

平成 20 年 10 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第6①の（注5）の適用については、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成 21 年 1 月 5 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成 20 年 12 月 10 日 20 建企第 587 号）

（1）第4及び第10の変更

※ 改正

d. 総合評価落札方式対象工事の場合で、簡易型の場合は「簡易な施工計画」に対応するものの金額、標準型の場合は「施工計画」及び「技術提案」に対応するものの金額を「技術提案実施に必要な経費」として計上していい場合は、入札を無効とする。ただし、標準型の場合で、標準案による施工の場合は除く。

e. 総合評価落札方式対象工事の場合で、数量総括表に掲げる費目に対応するものの合計金額（管繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目に対応する合計金額）と「技術提案実施に必要な経費」の合計金額と入札金額が一致していい場合は、入札を無効とする。

第12 施行日

平成 20 年 10 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第6①の（注5）の適用については、平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成 21 年 1 月 5 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。（平成 20 年 12 月 10 日 20 建企第 587 号）

（1）第4及び第10の変更

※ 改正

平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号) ただし、第 6①(注 5)の d 及び e の適用については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。 (1) 第 4 並びに第 6①(注 5) d 及び e 並びに第 10 の変更 ※ 改正 平成 22 年 4 月 1 日以降に開札する工事に適用する。 (平成 22 年 3 月 23 日 20 建企第 725 号) (1) 第 2⑤並びに第 5②への変更 ※ 改正 平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。 ただし、第 6①の(注 5)の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告及び入札執行通知する(長崎県発注の指名競争入札及び設計金額 5 千万円(建築一式工事は 6 千万円)未満の一般競争入札)建設工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。	平成 21 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。(平成 21 年 3 月 27 日 20 建企第 872 号) ただし、第 6①(注 5)の d 及び e の適用については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までに入札公告又は入札執行通知された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。 (1) 第 4 並びに第 6①(注 5) d 及び e 並びに第 10 の変更 ※ 改正 平成 22 年 4 月 1 日以降に開札する工事に適用する。 (平成 22 年 3 月 23 日 20 建企第 725 号) (1) 第 2⑤並びに第 5②への変更 ※ 改正 平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。 ただし、第 6①の(注 5)の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告及び入札執行通知する(長崎県発注の指名競争入札及び設計金額 5 千万円(建築一式工事は 6 千万円)未満の一般競争入札)建設工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当事者に注意した上で、入札を有効」とする。 ※ 改正 平成 28 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。 第 6 の① 1 次チェック項目表における類型 1 の(5)、類型 3 の項目及び子エック項目表外の(注 1)を削除し、以下の付記番号を繰り下げ、チェック項目表外の(注 4)の C の前段に「数量総括表の記載」に関する項目と(注 5)として「押印」に関する項目をそれぞれ追加する。
--	--